

令和8年度 久慈市認知症施策推進事業 公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月

久慈市 生活福祉部 地域包括支援センター

1 趣旨

当市では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症についての正しい知識の普及啓発や関係機関との連携強化等により地域の支援体制の構築とケアの向上を図ることを目的とし、久慈市認知症総合支援事業を実施している。

また、我が国では、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進させるための認知症基本法」が施行され、これに基づき「認知症施策推進基本計画」が令和6年12月3日に閣議決定された。当計画においては、認知症施策を認知症の人を起点に実施することや、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」が示された。当市においてもこれまでの取組を踏まえつつ、時代に即した事業を実施していくことが求められる。

このことから、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案を行った事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度久慈市認知症施策推進事業

(2) 業務内容

別添「令和8年度 久慈市認知症施策推進事業 業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※業務の履行状況により、業務期間終了以降も単年度ごとに継続契約する場合があります。ただし、次に該当する場合は除く。

① 契約の解除理由に該当する場合

② 業務履行状況が良好と評価されなかった場合

③ 市からの改善指導・助言・勧告に従わない等、運営に支障をきたすおそれがあると判断された場合

④ 経営状況が悪化した場合

⑤ 社会的信用の失墜行為があった場合

⑥ 本事業の内容に大幅な変更が生じ、改めて選定等が必要となった場合

(4) 事務局

名 称 久慈市 生活福祉部 地域包括支援センター 地域包括支援係

住 所 〒028-0014 岩手県久慈市旭町 8-100-1 元気の泉内

電話番号 0194-61-1557 F A X 0194-61-1119

E-Mail houkatu@city.kuji.iwate.jp

3 提案限度額

次の金額を上限額とする。

提案限度額	4,770,000 円
-------	-------------

なお、本事業は介護保険法第 115 条に規定する包括的支援事業に該当するため、「消費税法施行令第 14 条の 3 第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」(平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 311 号)及び国税庁消費税法基本通達 6-7-10 により非課税である。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であり、かつ久慈市内に事業所を有していること。
- (2) 現に社会福祉事業を行っている者、または本市において競争入札参加資格を有している者。ただし、以下の書類を提出する場合は、この限りではない。
 - ① 履歴事項全部証明書（法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの））
 - ② 印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - ③ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (3) 市営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成 18 年 3 月 6 日久慈市告示第 15 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 経営状態について、次の要件を満たしていること。
 - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ③ 手形又は小切手が不渡りになっていないこと。
 - ④ 直近の決算において、自己資本がマイナスになっていないこと。
 - ⑤ 国税及び久慈市の市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合。
- (4) 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合。
- (5) 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査委員または事務局等関係者に不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

6 契約候補者の決定、業務開始までの日程

内 容	日 程
公告	令和7年12月17日（水）
質問書の受付期限	令和8年1月16日（金）午後5時
質問書の回答期日	令和8年1月28日（水）
プロポーザル参加申込書受付期限	令和8年2月10日（火）午後5時
参加資格審査結果の通知	令和8年2月20日（金）
提案書の受付期限	令和8年3月6日（金）午後5時
公募型プロポーザル審査会	令和8年3月中旬
契約候補者の決定通知	令和8年3月下旬
契約の締結	令和8年4月1日（水）
運営開始	令和8年4月1日（水）

※日程については変更となる場合がある。

7 質問書の提出

本実施要領及び仕様書の内容等への質問は、次によること。

- (1) 提出書類等
 - ① 提出書類 質問書（様式第3号）
 - ② 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで
 - ③ 提出方法 事務局に電子メールにより提出することとし、必ず電話にて受信確認を行うこと。

なお、電子メールの件名には「令和8年度久慈市認知症施策推進事業公募型プロポーザル質問書」と記載すること。

(2) 回答

令和8年1月28日（水）正午までに、本市ホームページにより公表する。なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

8 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類（各1部）を提出すること。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（兼参加資格誓約書）（様式第2号）	
2	会社概要書（様式第4号）	
「現に社会福祉事業を行っている者、または本市における競争入札参加資格を有している者」以外の者は、以下の書類を提出すること。		
3	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
4	印鑑証明書	発行後3ヶ月以内のもの
5	直近1年分の財務諸表	貸借対照表、損益計算書等
6	納税証明書	①国税（法人税並びに消費税及び地方消費税） ②市税（久慈市の法人市民税及び固定資産税） ※ 課税がない場合は、課税がないこと、または滞納がないことを証する書類とする。

(2) 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

事務局まで持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した全ての応募者に対して、資格審査を行い、令和8年2月20日（金）までに「参加資格審査結果通知書（様式第8号）」をもって、審査結果を通知する。

(5) 辞退表明

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ連絡のうえ、辞退の理由を明記した文書を提出すること。

9 企画提案書の提出

本プロポーザルの提案者は、次のとおり企画提案書等を作成し、提出すること。

- (1) 提出期間
令和8年3月6日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
事務局まで持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (3) 提出部数
各8部
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式第5号）
 - ② 見積書（様式第6号）、見積内訳書（任意様式）
 - ③ 事業実績書（様式第7号）
 - ④ 業務従事者調書（様式第8号）

10 企画提案書等の作成方法及び留意事項

- (1) 用紙サイズについて、A4版縦を基本とし、A3版の折り込みを可とする。また、裏表紙、目次を除き、合計40頁を上限とする。A3版は2頁とみなす。可能な限り、両面印刷とすること。
- (2) 企画提案書には、下記「11 審査・選定（5）評価基準」に記載する事項について記載すること。なお、30分で説明できる内容とすること。
- (3) 企画提案書は散逸しないような形で綴ること。
- (4) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、専門知識のない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- (5) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。
なお、上記「3 提案限度額」に記載する提案額の対象外経費については、見積金額から除くこと。
- (6) 見積書に記入する数字は、アラビア数字によること。【例】¥100,000-
- (7) 見積書の見積額が提案限度額を超過する場合には、参加を無効とするので留意すること。
- (8) 事業実績書には、おおむね過去3年以内（令和4年度以降）の事業実績を記入すること。

11 審査・選定

- (1) 選定方法
事業者の選考に当たっては、令和8年度久慈市認知症施策推進事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）により契約候補者を選定する。

(2) 審査方法

業務提案書、プレゼンテーションによる総合評価方式とする。

- ※ プロポーザル参加者が1業者である場合においても、上記方式による評価を行うものとする。
- ※ 審査委員の評価点の平均点が最も高い事業者を契約候補者とする。
- ※ 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、審査会の合議による優劣の比較を行い、契約候補者を選考する。
- ※ 審査会の評価点の平均が配点合計の5割（50点）未満である場合は、契約候補者として選考しないものとする。

(3) プレゼンテーション要領

プレゼンテーションは、次の要領で事業者ごとに実施する。

① 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数は、3名までとする。

② 日時及び場所

- ・日時 令和8年3月中旬
- ・場所 元気の泉ボランティアルーム（久慈市旭町 8-100-1）

※ 詳細な日時は、プレゼンテーション参加要請書により別途通知する。

③ 実施時間

1事業者あたり「プレゼンテーション 30分以内」「ヒアリング 10分以内」として実施する。また、準備・撤収に係る時間は含まない。

④ 実施方法

既出の業務提案書に基づき、下記（5）評価基準の表中の評価項目の順に、提案内容を説明すること（審査委員への提案書の事前配付は行わない）。なお、当日の追加資料の配付は認めない。

(5) 評価基準

審査における評価項目と、審査委員一人あたりの配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
①実施方針・経営状況	・本業務の趣旨を理解した実施方針となっているか。 ・経営状況や組織の規模から、安定的な事業実施が期待できるか。	10点
②認知症地域支援推進員の配置について	・認知症地域支援推進員を1名以上配置する計画となっているか。 ・認知症地域支援推進員として配置する予定の者は、別添仕様書「5 業務を行う者」に定める認知症地域支援推進員の要件を満たしているか。	5点

③ 認知症サポーター養成講座の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施方法、計画を示しているか。 ・委託期間内に 10 回以上実施する計画となっているか。 	15 点
④ 出前講座の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施方法、計画を示しているか。 ・委託期間内に 10 回以上実施する計画となっているか。 	15 点
⑤ チームオレンジ活動支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施方法、計画を示しているか。 ・チームオレンジの活動に資すると期待される情報提供や助言の具体的内容について示しているか。 	15 点
⑥ 認知症相談支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される相談ケース別の対応方法を検討しているか。 ・緊急性の高いケースの場合における対応方針を検討しているか。 ・相談記録、訪問記録の整備及び管理方法について示しているか。 	15 点
⑦ 出張型認知症カフェ運営事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施方法、計画を示しているか。 ・委託期間内に 10 回以上かつ各地区で 1 回以上運営する計画となっているか。 ・誰でも気軽に集える環境づくりのための具体的な方策を検討しているか。 	15 点
⑧ 見積金額について	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容との整合性がとれており、かつ妥当な金額であるか。 ・見積金額が提案限度額を下回っているか。 (提案限度額：4,770,000 円) ・不要または過剰な積算がされていないか。 ・実施計画に対して、積算項目や単価が適正か。 	10 点
合計		100 点

(6) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和 8 年 3 月下旬に提案者へ通知するとともに、市ホームページで公表する。

(7) 審査会

ア 名称 令和 8 年度久慈市認知症施策推進事業プロポーザル審査委員会
イ 審査委員 4 人

12 業務委託契約の締結

「11 審査・選定」による契約候補者と令和8年度当初において随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結する。契約候補者との契約が成立しない場合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

なお、本公募型プロポーザル事業は、令和8年度の久慈市当初予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業である。予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生せず、契約締結も行わないものとする。このことにより、参加者に損失が生じた場合も、市は損害賠償の責を負わないものとする。

13 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

14 留意事項等

- (1) 提出書類は返還しない。
- (2) 提出書類は、提出期限前に限り訂正することができる。書類全部または一部の差し替えのほか、提出書類自体に記載して訂正する方法（誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。）により訂正すること。
- (3) 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、久慈市は本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 市は、上記(1)の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。
ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、市長が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成18年3月6日久慈市規則第12号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 市は、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供してはならない。